

参議院風水害緊急対策特別委員会会議録第五号

昭和二十八年十一月五日(木曜日)午前
十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 矢嶋 三義君
理事 藤野 繁雄君
三浦 辰雄君
成瀬 幡治君
永井純一郎君
寺本 廣作君

委員

井上 清一君
大谷 賛雄君
重政 庸徳君
田中 啓一君
松岡 平市君
井野 碩哉君
上林 忠次君
新谷寅三郎君
林 了君
竹中 勝男君
山田 節男君
石井 清一君

國務大臣

郵政大臣 塚田十一郎君

府委員

内閣官房副長官 田中不敏三君
自治庁財政部長 後藤 博君
大蔵事務次官 河野 一之君
大蔵省主計局長 森永貞一郎君

本日の会議に付した事件

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○災害関係融資の利子補給問題に関する件

○委員長(矢嶋三義君) 只今から本日の会議を開きます。

昨日議題として審議いたしました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案を引続き審議いたします。昨日政府委員に対する質疑は一応終了したものと委員長は認めますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでございますから、質疑を終ります。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記起して下さい。

それでは只今より討論に入ります。別段御発言がなければ討論を省略して直ちに採決に入ります。念のため申上げますが、お諮り申上げる原案は、内閣提出、衆議院修正送付案であります。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢嶋三義君) 過半数でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容と爾後の手続は、慣例により

まして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に、本件可とされましたかたは、例により順次御署名を願います。多数意見者署名

藤野 繁雄 成瀬 幡治
永井純一郎 寺本 廣作
井上 清一 大谷 賛雄
重政 庸徳 田中 啓一
松岡 平市 竹中 勝男
山田 節男 石川 清一

○委員長(矢嶋三義君) 次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の超償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案を、昨日に引続き審議いたします。

○松岡平市君 昨日その審議に先立つて、私は、それを審議するについて、政府の明確な答弁を必要とする。

それをお願ひしておきましたが、政府から自治庁長官なり、或いは大蔵省の責任者というものが来ておりませんが、如何になつておりますか。

○委員長(矢嶋三義君) 直ちに出席を要求いたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始めて下さい。

○松岡平市君 自治庁長官に質問を申上げます。実は、つなぎ融資の利子補給、そのほか災害緊急対策若しくは復

旧のために予算措置が講じられないのが理由になつて、一般の金融機関等から融資を受けてそれらの費用に充てた場合、即ち、今回の特別災害の応急対策に要した費用の一部でありますから、これらのものは、我々の今まで理解しておたところでは、少くとも超償の対象にはされる。そして将来平衡交付金でそれらのものは賄つて頂ける。かように了解しておたのであります。その後、委員会における政府当局、特に大蔵省との質疑応答で、次第にそれがそうでないということが明らかになつて参りました。今この委員会では、若しそういうふうなことでないならば、大蔵省の言うがごとく、そういうふうな解釈できないとするならば、やむを得ないから、これらの利子に対するは政府が補給をしろという立法をする段階に到達しているものであります。昨日も大蔵省の主計局長がこの委員会でも、我々が冒頭に申述べましたようなものとは相当に遠い説明をしたのであります。私は、特に自治庁長官は、この地方公共団体の超償の特例に関する法律という特別立法の経緯をよく御承知であります。私たちは、むしろ自治庁長官の御意圖を尊重して、当初、災害補給金と申しますか、特別交付金を政府が出せという趣旨の立法をやめて、かような立法にしたというつもりでございますが、大蔵省等の、即ち政府の一部においては、さうでないというふうな解釈も行われているやうであります。この機会に、自治庁

長官から、単にこの法律の解釈のみならず、今回のあの特殊災害について地方公共団体が負担せざるを得なくなつた、或いは歳入を減ることができなくなつた、これらの……歳入としてプラスになつたか、或いは歳入としてマイナスになつたか、一切を地方公共団体がみずから負担しなければならぬものは超償で認める、そうしてそれらの超償の利子についても将来特別平衡交付金で賄つて頂けるといふ、当初の、我々が理解しておた趣旨は、今なお變つておらないかどうかということ、最後の段階に明らかにして頂きたいと思つております。その点についての長官の御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは、いつ誰がそのように御答弁を申上げたのか。若しそうであるとすると、今まで自治庁と大蔵省との間の話し合い、従つて私が事務当局からこのように話し合ひがついておるといふことで了解しておつた線と非常に違ふのであります。私が了解しておりました線では、私がお答申上げたこと、このたびの災害に伴う地方負担の増加百八十六億といふものの中には、この数字を四億二百万円計上いたしておるのであります。そして、これは大蔵省側が了解をし、そうしてこれは大蔵省側が了解を、というにまで了解をし、この四億二百万円の内訳はどういうことになつておるかとお申しますと、大体今度の災

害でつなぎ融資を出しましたのは、御承知のように百十八億三千万円という金額になつております。そして、そのほかに今松岡委員からも御指摘のように、恐らく市中からも相当借りておるだろうということが想像されますので、それをいろいろな数字を集めまして検討した結果、大体五十億圓くらいはそういうものがあつたのではないだろうかといふことで、百十八億三千万円に對しましては、これは政府資金でございまして、六分五厘、市中のものは八分七厘六毛、日歩に直しますと、前者が一銭八厘、後者が二銭四厘といふ割合で計算をいたしました。その双方の利子合計を四億二百万円、こういうふうに出してありますので、私どものほうとしましてはこれを見る、こういう建前になつております。或いはその後事務当局が別な話合いをいたしましたか、今財務部長を呼んでおりますので、更に確かめまして、若し大蔵省がそうでないという考え方であるとすれば、自治庁としましては当初の了解通り速かにそのように実現するように折衝いたしたいと、かように考えております。

○井野碩哉君 只今の御説明で関係のものは全部了解いたしました。今度三重、愛知の海岸堤防の復旧改良事業に對しまして、現在予算としては二十億組んであります。あと三十億今年に要るわけですが、それは融資によつて賄うという政府当局の御説明であります。それに対する利子補給は今御説明の中に入つておるのでございまいしうか。これは別途考える今と同じような方法で考えるということとございまいしうか。その点を一つ……。

○國務大臣(塚田十一郎君) それは今申し上げた数字の中にはその金額は入つておらない。併し考え方としては同じように考えなければならぬと思ひます。こういうふうな考えです。

○三浦辰雄君 今自治庁の塚田大臣のお答えですが、それは結局いわゆる算指でございまして、それは結局いふところから見てもややつて頂いておる、こういうことなんでしょう。この委員会としては、そういう予算指で今後の分については、これも今度の三党協定の線からいつても、あとが百四十億は百五十億といふあのいわゆる融資を斡旋して、事業の進捗に際し、その工事能力に應じて、或る程度三割を目途として復旧の仕事はさせたいというふうな、いわば變態的な融資ですね。これらの問題について一体どう考えるかという問題が一つありまして、それについて今塚田大臣から同様な考えを持ちたいというお話があつたので、一応その親心と申しますか、考えは有難いわけですが、ただ委員会としては、今後又続くであろうから、今度の災害の復旧に關しての利息が、この際、超償特例の第一條の二の第一項のところに三號のようなのをくつ付けて、そういうものについては法律的な根拠を与えておくべきか。いや、それまで要らないか。要はやつてもらわなければ困るのだという問題がある。そこで大蔵次官も見えておられるが、昨日は原主計局次長さんの一応のお話はありました。そこでではその点を明らかに一方に法律に根拠をおいた利子支払の形に持つて行きたいという問題があるのですが、その点についてどういふふうにお

考えになりますか。
○政府委員(河野一之君) お答え申上げます。
自治庁当局及び大蔵當局いろいろ協議をいたしておりますが、通償要する費用といふ中に入るものじやなかつたか、又入る取扱でやろうじやないかといふことで、昨日原次長も申し上げましたし、只今自治庁長官からもお話がございましたが、私もその通り了解いたしております。災害対策のために融資をしたその利子を超償によつた場合においては、この特例によつて元利補給する、こういう考え方でありまして、
○永井純一郎君 自治庁長官と大蔵省の次官が見えておるので、丁度いい機会ですか、昨日の原君が答へられた点は少し違つておるのですね。それをばつきりして聞いてもらいたいのですが、私もこの前、塚田さんとそれから財政部長と一緒に出席して、私はこういう具体的な事項をつかまえて一條の第二號について質問したときに答へられたのは、私のほうでは御承知の通り公営住宅やなんかの宅地の造成に非常困難しておるわけですが、災害を受けて……その命令で定める災害に對する通常要する費用といふ中に、災害でそういうふうな直接災害を受けて、そういうその住宅を復旧するといふようなことは、当然災害復旧対策に通常要する費用であるから、ところがそれに宅地の造成をしなければならぬ地がでないといふのが、平地の少ない和歌山県のような所には非常に多いのです。そのために、一つの村なり、町なりが多額の起償をしなければならぬといふことになつておるわけですが、そういうものが当然入ると思ふがどうだ

といふことについては、財政部長も自治庁長官も、それは入るということに答へられておるわけですが、昨日私は原君の答へを途中から聞いたので、はつきりしなかつたが、昨日原君の答へられたことは、そういう具体的な問題がどの問題であつたか知らないが、どうも入らないような何かあやふやなようなことを言つたように聞いたのですが、そういうものを当然入るということに前回は答へを頂いておるので、もう一度はつきり何とかして頂きたいと思ふのですがね。

○政府委員(河野一之君) あそこは法律の事項がずつと並んでおります中に、命令の中に入れるかどうかといふ問題として御質問になつておるのではないかと申すのであります。まあこの法律は公共団体の負担の問題として更には考へておるものであります。この住宅の造成が、これは個人の負担であるか公共団体の負担でこれにかかつて来る問題かによつて變つて来るわけでありまして、公営住宅の場合……ここに考へておりますのは、御承知のようにずつと事項として並んでおりますのは、いわゆる消費的な経費、つまり出しつぱなしの、伝染病予防とか、そういう資本的なものでなしに、消費的なものについて、地方団体では出しつぱなしになつて盡つて来ないといふようなものを考へて、この法律が立案されているのではないかと申すのであります。そういう点、実は私としては予想いたしておりましたので、我々としてはそういう消費的なものに限られるのがこの法案を立案された方の意思ではなかつたかといふふうに考へておるわけでありまして、

○委員長(矢嶋三義君) 私のほうから一つ……尋ねますから、自治庁長官並びに河野次官から明確に一つ答へて頂きます。
○松岡平市君 ちよつとその前に……それでは私は、自治庁長官並びに大蔵事務次官の御答へで大体私の質疑は終つたのであります。なおこの機会に明確にしておきたい。この昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起償の特例に關する法律なるものは、従来起償の対象になつておつたもの、従来の取扱いで当然起償が認められた性質のものは、今回のこの災害に關する限りは全部起償を認める。そして、それらは起償の利子と共に将来にわたつて特別平衡交付金で処理するものである。そのほかに、この法律は、従来起償の対象にならなかつたことに第一條に準じてあるようなものも今回の災害の特例性に鑑みて起償を認める。そしてこれらについては、前の分については、当然これは現在の平衡交付金制度というものがそのままではまづて処理して行かれないが、これは特例のものである。従つてそれについて疑いがあるから、第四條を掲げて、そして特に地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付すると、こういう一條を加えて、従来は起償の対象にならなかつたものを、今回はそれさえも対象にして特殊の取扱をしようという性質の立法であるといふことに違ひないといふことを、更に御確認をお願いしたいと思ふのであります。

○永井純一郎君 それじや自治庁長官と河野君にもう一遍それと関連して私から言いますから、一緒に答えて下さ

に例示してあるもののほか、例えば合衆の災害の復旧工事或いは応急対策として地方公共団体が支弁せざるを得なかつた宅地造成というようなものにおき及ぶのだ、かように了承して差支なないかどうかということを明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(後藤傳君) お話の土木の單獨地方災害につきましては、特例法を變へて、元利補給ができますよう立法措置を講じたいと考えております。その点については大蔵省と大體意見が合致しております。

ただもう一点の宅地造成關係は、これは國庫補助事業のほうに入つておると私は考えます。従つてこの分は別な特例法の適用はないのではないかとはいふうふうに私は考えておるのであります。したが、この点だけでも少し研究させて頂きたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 只今自治の政府委員が言われたように取扱うつもりであります。

○永井純一郎君 念のために、これは部長にお尋ねしますが、公営住宅の埋

に入っていない。宅地の造成が補助事業の対象になつておらない。そこで用

難をしておる、宅地の造成をしなれば家は建ちません。だから宅地のほかも補助事業の対象にしなければ公営住宅

宅はできない。それで今の二号に、当然地方災害と同じような性質のものからこの特例の対象にしなければなら

ない。こういうことなんです。

○政府委員(後藤博君)　ここに書いてあるもので抜けておりますものの上

で、私どもが考えておりますのは、業務負担を伴うところの災害対策、か、

うに考えております。で、お話の義務負担があるとすれば、私はそれは一般の災害復旧補助事業のほうに入つて行くのではないかと。従つてここに並んでおります消費的経費の系列ではないじやないか。さうにちよつと考えられるわけでありまして。従つてこれはちよつと困るのではないかと考えておるわけでありまして。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないようでございますから、さう決定いたします。速記をとめて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。

○委員(永井純一郎君) そうでなく、例えば公共土木事業予算編成と同じで、全然義務負担も何も伴わない、補助の対象になつていないものをこれで拾うのですから、同じ意味ですよ。宅地の場合もそういう同じ意味だから、それも拾つて元利補助の対象にしよう、そうしないと高率補助と同じレベルまで行かないのです。そういう意味ですよ。同じことなんです。

○政府委員(後藤藤雄君) 今承りますと、土地取得費というのは補助の対象に、補助事業の中に入つていゝように承つたのですが、そうしますと、一般の災害復旧の補助事業のほうに入つて行くと思ひます。従つてここには入らぬのではないかと思ひます。

○永井純一郎君 それは私が調べたものと違ふのです。調べてみて、宅地造成が入つておれば別だが、入つていない場合は考慮してもらわなければいかんと思ひます。

○委員長(矢嶋三義君) 速記をとめて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

十一月四日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は十一月二日)

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害に及ぶ耕作地に対する資金の融通に関する特例措置法等の一部を改正する法律案

一、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に於ける公衆衛生の保持に関する特例措置法等の一部を改正する法律案

一、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

十一月四日本委員会に左の事件を付託された

一、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案(衆)

一、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案(衆)

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

る被害農地の除塩事業に対する特別措置法案(衆)

一、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案(衆)

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

2 前項の規定により国が行う補助の比率は、十分の九とする。

(事業計画の承認) 第四条 事業施行者は、当該事業に関する事業計画を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(除塩事業に対する政府の措置) 第五条 政府は、第三条の規定による補助に係る除塩事業が昭和三十一年度中に完成することができるように必要な措置を講じなければならない。

(監督) 第六条 農林大臣は、事業施行者に対し、当該事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることが出来る。

2 農林大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村及び土地改良区に対して、政令の定めるところにより、前項に規定する農林大臣の権限を行わせることが出来る。

(補助金の返還) 第七条 第三条の規定により補助金の交付を受ける者が、当該補助金に係る除塩事業を施行せず、又は補助金をその目的に反して使用したときは、農林大臣は、補助金のうちその施行しない除塩事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の補助金を返還させることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その返還を命ぜられた金額を遅滞なく国に返還しなければならない。

(実施規定) 第八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則 この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する除塩事業であつてこの法律の施行前に行つたものについても適用する。

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害を被つた地域内にある地方公共団体であつて政令で指定するものが昭和二十九年三月三十一日までにモーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)により開催するモーターボート競走について、この法律施行後最初に開催する十二日に係るものを限り、当該競走に係る同法第二十条に規定する納付金は、これを納付することを要しない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

印刷者 大蔵省印刷局

参議院事務局

昭和二十八年十一月二十六日印刷

昭和二十八年十一月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

参議院事務局

昭和二十八年十一月二十六日印刷

昭和二十八年十一月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局